

第 21 回米原市男女共同参画審議会次第

令和 5 年 9 月 28 日 (木) 10 時～
米原市役所本庁舎 3 階 会議室 3 A

1 開会あいさつ (総務部長)

2 自己紹介

3 審議事項

(1) 第 4 次米原市男女共同参画推進計画の進行管理および進捗状況について資料 3, 4

(2) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度宣誓の現況等について資料 5

4 報告事項

米原市人権意識調査 (2022 年度) 報告について資料 6

5 その他

6 閉 会 (11 : 30 予定)

<資料一覧>

事前 配布	資料 番号	配 布 資 料
○	資料 1	米原市男女共同参画審議会委員名簿
○	資料 2	米原市男女共同参画審議会規則
○	資料 3	第 4 次米原市男女共同参画推進計画の体系
○	資料 4	進捗状況（男女共同参画推進計画進行管理）
○	資料 5	米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度宣誓の現況等について
○	資料 6	米原市人権意識調査（2022 年度）報告について
○	その他	第 4 次米原市男女共同参画推進計画, 概要版（新委員のみ）
	その他	第 67 回滋賀県人権教育研究大会（米原大会）ご案内
	その他	米原市人権センター S・C だより（10 月号）
	その他	まいばらニュースナビ

米原市男女共同参画審議会委員名簿

資料1

(敬称略)

氏名	所属等	委員の構成
おざわ しゅうじ 小沢 修司	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者
なかむら まり 中村 真理	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
にしむら まさこ 西村 正子	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つかだ たかこ 塚田 多佳子	米原市女性の会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つつみ たつや 堤 辰也	米原市人権教育推進協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
たかぎ あけみ 高木 明美	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
たにもと まさのぶ 谷本 政信	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
ときた さとし 時田 智史	米原市社会福祉協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
かけひ ひとみ 笥 ひとみ	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
わたなべ ゆう 渡部 優	元青年海外協力隊	(4)市長が適当と認める者

事務局

人権政策課	宮 川 巖
	筒 井 康 一
	澤 恵 子
	谷 川 俊 浩
	堀 安 奈
男女共同参画センター	鏑 田 恵梨香

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の4未満としないようにしなければならない。

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第4次米原市男女共同参画推進計画の体系

資料3

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す	基本目標1 基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり	【1-1】 人権尊重と男女共同参画への意識改革	① 人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発 ② 固定的な性別役割分担意識の解消【重点】 ③ 男女共同参画をリードする人材の育成・支援
		【1-2】 お互いを尊重し合うための教育の推進	① 男女共同参画を推進するための学習環境づくり ② 園・学校等における男女共同参画の推進
		【1-3】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	① DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 ② DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実【重点】 ③ 被害者の安全確保と自立支援
		【1-4】 困難を抱える人が安心して暮らせる社会づくり	① 社会的孤立等に対応した一人にさせない地域づくり
	基本目標2 多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進	【2-1】 地域・家庭における男女共同参画の促進	① 家庭における男女共同参画の促進 ② 誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】 ③ 地域の防災活動における男女共同参画の推進【重点】
		【2-2】 あらゆる分野での女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】	① 女性活躍の基盤づくり【重点】 ② 女性の就業支援の促進 ③ あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
		【2-3】 ワーク・ライフ・バランスの推進	① 職場における男女共同参画の推進 ② 男女がともに家事・育児・介護しやすい環境づくり ③ 多様な働き方の促進
	基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり 誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり	【3-1】 男女の生涯にわたる健康支援	① 母性の尊重と母子保健の充実 ② 生涯にわたる心身の健康維持と増進 ③ 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重
		【3-2】 多様性の尊重	① 多文化※への理解と共生の取組 ② 多様な性についての意識啓発

※国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを「多文化共生」と言います。

進捗状況（男女共同参画推進計画進行管理）

資料 4

第4次米原市男女共同参画の推進計画(ハートフルプランまいばら21)の数値目標を定め、計画の着実な推進を目指しました。令和4年度までの実績値における目標の達成状況は次のとおりです。

基本理念「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す

- ・ 目標を達成している項目…◎
- ・ 数値が改善している項目…○
- ・ 数値に変化がない、または改善しているがあまり変化がない項目…△
- ・ 数値が後退している項目…×

■基本目標1 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～

第4次	内容	R2数値	R3数値	R4現状値	目標値	評価	担当課
基本目標1	1-1-① 男女共同参画に関する講演会等の開催回数 (過去5年間の累計)	5回 (H28～R2年度)	10回 (H29～R3年度)	10回 (H30～R4年度)	10回 (～R7年度)	◎	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
	1-1-② 「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担がある」と考える市民意識の割合 (男女共同参画市民意識調査 R2年度実施)	52.4%	52.4%	52.4%	25.0% (R7年度)	—	人権政策課
	1-1-① ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合 (過去5年間の平均)	13.2% (H28～R2年度)	13.4% (H29～R3年度)	13.7% (H30～R4年度)	15.0% (～R7年度)	○	生涯学習課
	1-2-② 小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率(年ごと)	80.0%	46.7%	40.0%	100.0% (R7年度)	×	学校教育課
	1-3-① 中学校でのデートDV予防教育の実施率 (年ごと)	66.7%	66.7%	100.0%	100.0% (R7年度)	◎	学校教育課
	1-4-① 生活困窮に対する自立支援事業により就労することができた割合	0%	0%	22.5%	30.0% (R8年度)	○	福祉政策課
	1-4-① 認知症サポーター養成講座の受講修了者に占める男性の割合 (年ごと)	30.7%	20.7%	42.2%	50.0% (R7年度)	○	福祉政策課
	1-4-① 地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づくりを行っている地域(団体)数 (市民意識調査 R2年度実施)	35地域	35地域	35地域	42地域 (R8年度)	—	福祉政策課

■基本目標2 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の推進～

	第4次	内 容	R2数値	R3数値	R4現状値	目標値	評価	担当課
基本 目標 2	2-1-①	家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数 (過去5年間の累計)	4回 (H28～ R2年度)	4回 (H29～ R3年度)	4回 (H30～ R4年度)	5回 (～R7年度)	△	子育て支援課
	2-1-②	女性役員登用自治会数(年ごと)	9自治会 (R3.4.1)	11自治会 (R4.4.1)	15自治会 (R5.4.1)	15自治会 (R8.4.1)	◎	自治環境課
	2-1-②	女性が代表者または副代表者である団体の割合(年ごと)	2.8% (R3.4.1)	2.8% (R4.4.1)	1.9% (R5.4.1)	10.0% (R8.4.1)	×	人権政策課
	2-1-②	NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合 (市民意識調査 R2年度実施)	10.2%	10.2%	10.2%	15.0% (R8年度)	—	自治環境課
	2-1-③	防災会議における女性委員の割合 (年ごと)	7.1%	7.1%	7.1%	20.0% (R7年度)	△	防災危機管理課
	2-2-①	各種審議会委員のうち女性が占める割合 (年ごと)	34.2% (R3.4.1)	31.1% (R4.4.1)	34.2% (R5.4.1)	40.0% (R8.4.1)	○	総務課
	2-2-①	女性委員のいない審議会等の割合 (年ごと)	10.3% (R3.3.31)	11.3% (R4.3.31)	12.7% (R5.3.31)	0% (R8.3.31)	×	人権政策課
	2-2-①	市役所管理職における女性職員の割合 (年ごと)	19.1% (R3.4.1)	25.4% (R4.4.1)	30.5% (R5.4.1)	30.0% (R8.4.1)	◎	総務課
	2-2-①	女性人材バンク登録制度への全体登録者数 (年ごと)	58人 (R3.4.1)	61人 (R4.4.1)	64人 (R5.4.1)	90人 (R8.4.1)	○	人権政策課
	2-2-①	女性人材バンク庁内活用数 (年ごと) 延人数	24人 (R3.4.1)	25人 (R4.4.1)	27人 (R5.4.1)	40人 (R8.4.1)	○	人権政策課
	2-2-②	女性就業率(25～44歳)	77.0% (H27)	74% (R3)	80% (R4)	82.0% (R7)	○	農政商工課
	2-2-②	女性起業支援対象者 (過去5年間の累計)	5人 (H28～ R2年度)	5人 (H29～ R3年度)	7人 (H30～ R4年度)	5人 (～R7年度)	◎	農政商工課
	2-3-①	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(米原市)	33件 (R3.3.31)	34件 (R4.3.31)	40件 (R5.3.31)	40件 (R8.3.31)	◎	農政商工課
	2-3-②	待機児童発生数(年ごと)	5人 (R3.4.1)	0人 (R4.4.1)	0人 (R5.4.1)	0人 (R8.4.1)	◎	保育幼稚園課
	2-3-②	ファミリー・サポート・センター会員総数 (年ごと)	167人	184人	192人	200人 (R8年度)	○	子育て支援課
	2-3-①	市役所年次有給休暇の平均取得日数 (年ごと)	10.5日	11.3日	10.8日	12日 (R7年度)	×	総務課
	2-3-②	育児休業を取得したことがある市役所男性職員の割合	20.0%	33.3%	66.7%	20.0% (R7年度)	◎	総務課

■基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり ～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～

	第4次	内 容	R2 数値	R3 数値	R4 現状値	目標値	評価	担当課
基本目標3	3-1-①	乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.1%	25.2%	29.2%	26.0% (R8年度)	◎	健康づくり課
	3-1-①	子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	20.5%	20.4%	24.5%	26.0% (R8年度)	○	健康づくり課
	3-1-①	乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	91.3%	97.9%	98.0%	95.0% (R8年度)	◎	健康づくり課
	3-2-①	日本語教室における外国籍市民参加者数（年ごと）	154人	147人	211人	200人 (R7年度)	◎	人権政策課
	3-2-②	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	2回 (H28～ R2年度)	4回 (H29～ R3年度)	5回 (H30～ R4年度)	5回 (～R7年度)	◎	人権政策課 生涯学習課

米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度宣誓の現況等について

1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、2人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして、日常生活を支え合い、協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを、行政が確認し、公的に認めるものである。また、2人に子（近親者も含む）がいる場合、併せて宣誓することができる制度である。

⇒法的な権利や義務：法定相続権、所得税の配偶者控除・扶養控除、遺族年金の受給など
パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、自治体ごとに条例や規則、要綱で定めるなどして運用しているため、自治体により制度の特徴は異なり、パートナーであることの証明を受けたことにより享受できる行政サービスの内容も異なる。

2. 背景

現在、同性婚および登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約20%の国・地域に及んでいると言われていた。2022年7月現在、31の国や地域で同性婚が可能となっていて、アジアでは唯一台湾が2019年5月から同性婚が可能となっている。

日本では、同性間の婚姻を求める訴訟が行われていますが、現時点で同性婚は法的には認められていない。

2015年に東京都渋谷区と世田谷区において全国ではじめて導入されたパートナーシップ制度は、全国で343自治体（2023年9月1日現在）、滋賀県内では3自治体（彦根市、米原市、近江八幡市）が導入済みであり、全国的に増加している。

（導入都道府県：青森、秋田、茨城、群馬、栃木、東京、富山、静岡、三重、大阪、福岡、佐賀）

3. 制度の効果

性的少数者等が抱えている生きづらさの軽減や性の多様性に対する理解が促進され、偏見や差別のない社会の実現が図れる。

4. 全国の宣誓の現況

全国：4,186組（2022年12月31日時点）

（渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査）

5. 今後の県内の動き

現在、草津市および長浜市が導入に向けて検討がなされており、両市から米原市へ聞き取り等に来庁された。その他の市町については導入の検討はないが、滋賀県において導入するか否かを検討中である。

6. 近隣市町等との連携協定

連携協定とは、2市町等において宣誓を行った当事者が、他の市町等に転居したとき、新たに宣誓をすることなく他の市町等のサービスを受けることができるもの。(手続き負担の軽減とサービスの向上を図るもの)

昨年度の審議会では、今年度彦根市との連携を進めていく予定としていたが、近江八幡市の制度導入および草津市、長浜市の制度導入予定を鑑み、導入(予定)市町等と協議を図り協定締結に向け進めていきたい。また、滋賀県の動きについても注視していくこととする。

7. 市民、事業者への周知

記者会見、新聞、伊吹山テレビ、市広報紙、市公式ウェブサイト、SNS、様々なイベント等でのチラシの配布、関連会議等での紹介、事業者への慶弔休暇、家族手当などの福利厚生への適用の呼びかけ等

8. その他

2023年11月3日、第67回滋賀県人権教育研究大会(米原大会)が滋賀県立文化産業交流会館で開催される。

記念講演(14:35~15:55予定)では、今年度米原市で導入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を始め、市民一人ひとりの人権を尊重し、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指す米原市のテーマに合わせ、清水展人(しみずひろと)氏による「子どもの性的マイノリティ」と題した講演が実施される。

※清水展人氏…(一社)日本LGBT代表理事で、全国各地の企業や学校、地域などで講演会活動を行っている。就学時前から性自認の違和を覚える園児が多いことや、自身の制服のスカートを履きたくないという葛藤と性転換の苦悩等を話されている。